

「令和8年度東北森林管理局販売委託業務」企画競争説明書

1 業務の概要

国有林野の産物について問屋業者に販売業務を委託する。

2 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

下記（2）の各記載事項について、別添の指定様式に簡潔に記載して提出する。
ただし、参考資料を添付することは差し支えない。

(2) 企画提案書への記載事項

○基本事項

- ・氏名又は名称及び代表者並びに住所又は主たる事務所の所在地
- ・法人の場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿
- ・事業の沿革及び現況
- ・直近2カ年の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ・暴力団排除に関する誓約事項の内容を確認し、企画提案書へ添付

○企画の提案	主な記載内容	様式
1 取引先	・販売業務受託の取引相手方（国有林・民有林）	1
2 業務実施体制	・職員総数 ・受託材の販売を担当する職員の業務内容・経歴	2
3 販売経費	・販売委託に係る権利料及び手数料	3
4 自動選別機	・自動選別機の有無、自動選別機の利用が可能な場合はその利用料等	4
5 販売方法	・基本となる引渡し地点及びそれ以外の可能な引渡し地点（市場土場、山元土場） ・特産樹種等の高品質材の取扱いの状況	5
6 事務処理	・インターネットを使用した電子入札の可否	6
7 特色	・取り扱う樹材種・径級等 ・集客力 ・特市等の開催状況 ・原木・製品市場併設状況 ・新たな取組への検討事項等	7
8 能力・取組	・営業利益及び対前年度比 ・他の市場と比較し、特定樹材種の有利販売の取組 ・新たな販路や顧客確保の取組	8
9 実績	・国有林材の販売量及び販売額の実績 ・特筆すべき高値販売実績の有無等	9
10 販売努力	・国有林材を販売した際の値引き率 ・不落率、1者応札率	10

11 信頼性	・ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況 ※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況が分かる資料を添付。	11
12 その他	・上記記載項目以外に、特別の長所・利点その他特筆すべき事項及び地域への貢献、過去の表彰等	12

（3）企画提案書の無効

企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出された企画提案書を無効とする。

なお、虚偽の記載の発覚が選定後であっても同様とする。

また、企画提案書の内容が遵守されていない場合は、選定後であっても選定自体を無効とする。

3 企画提案書の審査

提出された企画提案書については、東北森林管理局の審査委員会において審査を行い、販売業務の委託先として予定する市場等を選定する。結果については書面で通知するとともに、東北森林管理局において公表する。

なお、具体的な販売委託業務については、委託する樹材種、数量、市場等の特色や実績等の因子を考慮して行う。

4 企画提案書の提出方法

① 提出方法：指定様式により期限（必着）までに郵便等で提出のこと。

② 提出先：東北森林管理局 資源活用課 素材供給係まで。

郵便番号 010-8550

住 所 秋田県秋田市中通5丁目9番16号

電話番号 018-836-2128

I P電話 050-3160-6486

③ 提出期限：令和8年2月27日（金）午後5時まで

5 合法材のPRについて

① 選定された市場等が各森林管理（支）署からの委託を受託した場合は、「〇〇森林管理（支）署の委託材は、持続可能な森林経営から合法的に伐採された木材」であることを需要者にPRするよう努めるものとする。

② 各森林管理（支）署長は、委託先の市場等に対し、前項の取り組み状況について報告を求めることができるものとする。

6 その他留意事項

（1）企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

（2）販売委託予定市場等に選定されなかった場合でも、企画提案書は返却しない。

（3）企画提案書の提出後、原則として企画提案書の記載内容の変更は認めない。

（4）本公告に基づき販売委託予定市場等として選定された場合でも、事業実行上の理由により委託されない場合等の異議は一切申し立てることができない。

- (5) 申請は受託を希望する市場等が行うものとする。ただし、受託を希望する団体等が他の団体等の原木市場を活用して販売を行う場合は、受託を希望する団体等が販売を行う市場の内容を記載した企画提案書を提出するものとする。
- (6) 委託市場等に選定され、委託契約を締結する場合は、「暴力団排除に関する特約条項」を特約とし付することとする。